

第60号議案

春日市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和2年9月1日

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

福岡県公費医療費支給制度の改正に伴い、これに準じてこどもの通院の医療費に係る支給対象年齢の拡大等を行うとともに、その他所要の規定の整備を図るものである。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

春日市子ども医療費の支給に関する条例(昭和49年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号イ中「3歳に達する日の属する月の翌月の初日から」を削り、「者」の次に「(アに掲げる乳幼児を除く。)」を加え、同条第2号ア中「6歳に達する日以後の最初の4月1日から」を削り、「者」の次に「(乳幼児を除く。)」を加え、同号イ中「12歳に達する日以後の最初の4月1日から」を削り、「者」の次に「(乳幼児及びアに掲げる児童を除く。)」を加える。

第3条第2項第2号中「春日市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例(昭和58年条例第20号)又は」及び「ひとり親家庭等医療費又は」を削り、「適用」を「支給」に、「乳幼児又は前条第2号アに掲げる」を「前条第1号イに掲げる乳幼児及び」に改め、同項第3号中「春日市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例」の次に「(昭和58年条例第20号)」を加え、「適用を受けることができる前条第2号イに掲げる」を「支給を受けている」に改める。

第4条第1項中「療養(第2条第2号イに掲げる児童にあつては、入院に係るものに限る。)」を「医療」に、「当該療養」を「当該医療」に改め、「の額(以下「医療費」という。)」を削り、「当該医療費」を「当該医療に要する費用」に、「は含まない」を「に相当する額を除く」に改め、同項ただし書中「同条第1号イ」を「第2条第1号イ」に改め、同項第2号中「規定するもの」を「掲げる場合」に改め、同号イを次のように改める。

イ 児童 次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額

(ア) 第2条第2号アに掲げる児童 1月につき1,200円。ただし、自己負担分相当額が1,200円に満たない額の場合は、当該額とする。

(イ) 第2条第2号イに掲げる児童 1月につき1,600円。ただし、自己負担分相当額が1,600円に満たない額の場合は、当該額とする。

第4条第2項中「診療は、」の次に「それぞれ」を、「医療機関」の次に「における診療」を加え、同条第3項中「医療費」を「医療に要する費用」に改める。

第5条の見出しを「(受給資格の認定等)」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定により受給資格の認定を受けた者(以下「受給資格者」という。)が子ども医療費の支給を受けることができる期間は、規則で定める。

第6条第1項中「こどもの保護者であって、かつ、前条の規定に基づき受給資格の認定を受けた者(以下「受給資格者」という。)」を「受給資格者」に改め、同条第2項中「、及び受給資格の認定に係る子どもが第2条第2号イに掲げる児童であって春日市重度障害者医療費の支給に関する条例に規定する重度障害者医療費の適用を受けているものであるとき」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第2条、第5条及び第6条第1項の改正規定並びに附則第3項及び第4項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の春日市子ども医療費の支給に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、施行日以後の医療に関する給付に係る子ども医療費の支給について適用し、施行日前の医療に関する給付に係る子ども医療費の支給については、なお従前の例による。

3 改正後の条例の規定による子ども医療費の受給資格の認定及び受給資格者に対する子ども医療証の交付は、施行日前においても行うことができる。

(春日市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

4 春日市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例(平成31年条例第19号)の一部を次のように改正する。

附則第1項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。